

法 令 名	海 岸 法 昭和31. 5. 12. 法 律 第 101 号 改正 平成26. 6. 13. 法 律 第69 号
制 度 の 趣 旨	この法律は、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、もって国土の保全に資することを目的とする。(法第1条)
指 定 区 域	(1) 海岸保全区域 海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するため海岸保全施設の設置及び管理を行う必要があると認めて、知事が指定した防護すべき海岸に係る一定の区域。(法第3条第1項) (2) 一般公共海岸区域 公共海岸の区域のうち、海岸保全区域以外の区域。(法第2条第2項)
規 制 等 の 内 容	(1) 海岸保全区域内において行う次の行為は、主務省令で定めるところにより、海岸管理者の許可を受けなければならない。 ア 海岸管理者以外の者が海岸保全施設（堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤、砂浜（海岸管理者が、消波等の海岸を防護する機能を維持するために設けたもので、指定したものに限る。）その他海水の侵入又は海水の侵食を防止するための施設）以外の施設又は工作物を設けて当該海岸保全区域を占用。（公共海岸の土地に限る。）（法第7条第1項） イ 土石（砂を含む。）を採取（法第8条第1号） ウ 水面又は公共海岸の土地（国又は都道府県知事が主務省令で定めるところにより指定し、公示した地方公共団体が所有する公共の用に供されている海岸の土地）以外の土地に海岸保全施設以外の施設又は工作物を新設又は改築。（法第8条第2号） エ 土地の掘削、盛土又は切土（法第8条第3号） オ 海岸保全施設等を損壊するおそれがあると認めて海岸管理者が指定する木材その他の物件を投棄し又は係留する等の行為（令第3条第1項） (2) 海岸保全区域内（但しイ、ウ、エについては公共海岸に該当し、かつ、海岸管理者が指定した区域内）においてみだりに次の行為をしてはならない。（法第8条の2） ア 海岸管理者以外の者が海岸管理者が管理する海岸保全施設その他の施設又は工作物を損傷し、又は汚損すること。 イ 油その他の通常の管理行為による処理が困難なものとして主務省令（規則第4条の3）で定めるものにより海岸を汚損すること。 ウ 自動車、船舶その他の物件で海岸管理者が指定したものを入れ、又は放置すること。 エ その他海岸の保全に著しい支障を及ぼすおそれのある行為で政令（令第3条の2）で定めるものを行うこと。 (3) 一般公共海岸区域内において行う次の行為は、主務省令で定めるところにより、海岸管理者の許可を受けなければならない。 ア 施設又は工作物を設けて当該一般公共海岸区域（水面を除く。）を占用（法第37条の4） イ 土石を採取。（法第37条の5第1号） ウ 水面において施設又は工作物を新設又は改築（法第37条の5第2号） エ 土地の掘削、盛土又は切土（法第37条の5第3号） オ その他海岸の保全に著しい支障を及ぼすおそれのある行為で政令（令第12条の3）で定めるものを行うこと。 (4) 一般公共海岸区域内（但しイ、ウ、エについては海岸管理者が指定した区域内）においてみだりに次の行為をしてはならない。（法第37条の6） ア 海岸管理者が管理する施設又は工作物を損傷し、又は汚損すること。 イ 油その他の通常の管理行為による処理が困難なものとして主務省令（規則第4条の3）で定めるものにより海岸を汚損すること。

規制等の内容	ウ 自動車、船舶その他の物件で海岸管理者が指定したものを入れ、又は放置すること。 エ その他海岸の防護に著しい支障を及ぼすおそれのある行為で政令（令第12条の4）で定めるものを行うこと。
許可基準	許可申請に係る事項が海岸の防護に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるものは許可しない。 （法第7条第2項） 開発許可権者 ア 海岸保全区域と港湾区域若しくは港湾隣接地域又は漁港区域とが重複している場合は、当該港湾区域若しくは港湾隣接地域の管理者の長又は当該漁港を管理している地方公共団体の長。（法第5条第3項、同第4項） イ 市町村長が管理することが適当であると認められる海岸保全区域で、知事が指定している場合は、市町村長。（法第5条第2項）
許可手続	<pre> graph LR A[申請書] -- 申請 --> B[生産基盤課（南部総合県民局管内を除く） 総合県民局 東部農林水産局 東部県土整備局] B -- "通知（許可、不許可）" --> A </pre>
照会先	農林水産部農林水産基盤整備局生産基盤課（漁港区域に係る海岸保全区域） （０８８－６２１－２４７５） 農林水産部農林水産基盤整備局生産基盤課（農地に係る海岸保全区域） （０８８－６２１－２４４２） 県土整備部河川整備課（他区域と重複しない海岸保全区域） （０８８－６２１－２５７１） 県土整備部運輸政策課（港湾区域及び港湾隣接地域に係る海岸保全区域） （０８８－６２１－２５８９）